

大分類H—金融及び保険業

総 説

この大分類は、金融業（銀行業、信託業、証券業及びその他の金融業）、保険業（保険業及び保険代理業）、並びにこれらに附帯するサービス業を含む。

政府企業である郵便貯金、簡易生命保険及び主として金融業又は保険業に従事する協同組合も本分類に含まれる。

中分類 50—銀行及び信託業

総 説

この中分類は、中央銀行並びに銀行業、及びこれと似た機能を営む金融機関を含む。
小分類 501 から 505 までは活動中の金融機関であり、小分類 506 は休業中及び清算中の金融機関である。小分類 507 は政府の金融機関である。

小分類 番号 細分類 番号

501 日本銀行

5011 日本銀行

日本唯一の銀行券発行の特権を有する中央銀行であつて、又政府の国庫事務をも取扱う。本分類には日本銀行本店及びその支店を含む。

○日本銀行本店及び支店

502 銀 行

5021 普通銀行

商業銀行の通常機能を遂行するものをいう。信託銀行も本分類に含まれる。本分類は必要があれば五桁の数字符号で都市銀行、地方銀行、信託銀行に区分する。

×信託会社；銀行（債券を発行する銀行）

5022 債券を発行する銀行

法律の定めるところにより、債券を発行し、原則として長期金融を行う。本分類には、日本勧業銀行及び北海道拓殖銀行を含む。

○日本興業銀行；日本長期信用銀行

503 貯蓄銀行

5031 貯蓄銀行

比較的零細な貯金の吸収を目的とする銀行をいう。本分類は必要があれば五桁の数字符号で相互貯蓄銀行と株式貯蓄銀行に区分する。

504 信託会社

5041 信託会社

金銭信託その他各種信託業務を行うものをいう。

505 外国銀行支店

5051 外国銀行支店

中分類50—銀行及び信託業

506 休業中又は清算中の銀行、信託会社

5061 休業中又は清算中の銀行、信託会社

銀行、信託会社で休業中又は清算中のものをいう。

○銀行、信託会社（休業中又は清算中のもの）

507

政府金融機関

5071 資金運用部

郵便貯金、政府特別会計（米国対日援助見返資金特別会計を除く）の積立金及び余裕金等を統合管理して、国、特別の法人、地方公共団体に対する貸付、それらの発行する債券及び金融債にその資金を運用する政府金融機関をいう。

5072 郵政省地方貯金局

郵便為替貯金事業の原簿庁として証拠書類の計算、記録及び整理に関する事務を取扱う事業所をいう。

○郵政省地方貯金局

5073 日本輸出入銀行

金融上の援助を与えることにより本邦の外国貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された政府出資の融資機関をいう。

5073 日本開発銀行

長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として設立された政府出資の融資機関をいう。

中分類 51—農林水産金融業

総 説

この中分類は、協合組合組織による農林中央金庫と、その傘下にある協同組合組織の農林水産金融機関（地域的再割引及び融資機関を含む）及び、主として信用事業を営む各種協同組合をいう。小分類 511 から 514 までは活動中のものであり、小分類 515 は休業中及び清算中のものである。

小分類 番号 細分類 番号

- 511 **農林水産金融業に対する中央再割引及び融資機関（農林中央金庫）**
- 5111 農林水産金融業に対する中央再割引及び融資機関（農林中央金庫）
 信用事業を営む農業、林業、水産業の各種協同組合及び同連合会の中央機関たる機能を遂行し、債券発行の特権を有するものをいう。
 ○農林中央金庫
- 512 **農林水産金融業に対する地域的再割引及び融資機関**
- 5121 信用農業協同組合連合会
 農林中央金庫と、信用事業を営む農業協同組合の中間に介在し、出資者である農業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。
- 5122 信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会
 農林中央金庫と、信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間に介在し、出資者である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の地方的親銀行の機能を遂行するものをいう。
 ○信用漁業協同組合連合会；信用水産加工業協同組合連合会
- 5129 他に分類されない農林水産金融業に対する地域的再割引及び融資機関
 ○森林組合連合会（主として信用事業を営むもの）
- 513 **農林水産業に対する地域的金融機関**
- 5131 主として信用事業を営む農業協同組合
 組合員である農業者に対し、金融の便益を供することを専業又は主な業務とする組合をいう。必要があれば五桁の数字符号を用い、信用農業協同組合及び主として信用事業に従事する農業協同組合に分ける。
 ○信用農業協同組合；農業協同組合（信用事業を主とするもの）
- 5132 主として信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合
 組合員たる漁業者又は水産加工業者に対し、金融の便益を供することを専業

中分類51—農林水産金融業

又は主たる業務とする組合をいう。

○漁業協同組合（主として信用事業を営むもの）； 水産加工業協同組合（主として信用事業を営むもの）

5139 他に分類されない農林水産業に対する地域的金融機関

○森林組合（主として信用事業を営むもの）

514 **農林漁業金融公庫**

5141 農林漁業金融公庫

政府出資を以て農林漁業者に対し、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通するものをいう。

515 **休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関**

5151 休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関

主として信用事業を営む休業中又は清算中の農林水産業に対する金融機関をいう。

○農林水産業に対する金融機関（休業中又は清算中のもの）

中分類 52—中小商工金融業及び庶民金融業

総 説

この中分類は、比較的小規模の商工業等の企業経営のため及び一般庶民の生活のための金融的便益を供する各種金融機関をいう。中小商工金融を同一の中分類に含ませたのは、この種の金融は事実上同一金融機関により併せ営まれている場合が多いからである。小分類 521 乃至 523 は活動中のものであり、小分類 524 は休業中又は清算中のものである。

小分類 番号 細分類 番号

- 521 中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機関
- 5211 中小商工金融業及び庶民金融業に対する再割引及び融資機関（商工組合中央金庫）
出資組合から預金を受けている外、債券発行の特権を有し、主として所属組合に対し無担保で資金を融通するものをいう。
○商工組合中央金庫
- 5212 信用金庫連合会
原則として出資金庫から預金を受入れ、主として出資金庫に対し資金の融通を行うものをいう（全国信用金庫連合会）。
- 522 金融公庫
- 5221 中小企業金融公庫
政府出資を以て中小企業者のための長期金融を融通するものをいう。
- 5222 国民金融公庫
政府出資をもつて直接中小商工金融及び庶民金融業を営むものをいう。
- 5223 住宅金融公庫
政府出資をもつて必要な住宅建設資金として一般金融機関で融資困難なものに対して融通するものをいう。
- 523 中小商工業及び一般庶民に対する地域的金融機関
- 5231 信用金庫
会員及び会員外から預金を受入れ、主として中小企業資金並びに一般庶民の生活資金を融通するものをいう。
- 5232 信用協同組合又は信用組合
原則として組合員のみから預金を受け入れ、中小企業資金を融通することを

中分類52—中小商工金融業及び庶民金融業

専業又は主な業務とする組合をいう。

5233 相互銀行

相互掛金契約及び無尽契約により金銭の給付を行う外、通常の預金、貸付業務を営むものをいう。

○相互銀行；無尽会社（無尽会社は昭和26年6月5日より3年以内に相互銀行に組織を変更しなければならない）

5234 物品無尽会社

無尽の方法により物品の給付をなすものをいう。

○住宅無尽会社；建物無尽会社

5235 質屋

地方公共団体又は公益法人により営まれる公益質屋と私営質屋とをいう。いずれも物品を質にとつて一般庶民の生活資金を融通する。

○公益質屋；質店

5236 貸金業

主として無担保、高金利で生業資金及び生活資金を供給する会社、又は個人（通常高利貸と呼ばれる）をいう。

○高利貸業；金融商会（貸金業のもの）；殖産会社（貸金業のもの）

5239 他に分類されない中小商工金融業及び庶民金融業

他に分類されない主として中小商工業、又は一般庶民の金融に従事する事業所をいう。

官公庁並びに一般会社、団体等の従業員の間で作られている金融事業を主とする共済組合等で、相互扶助的に金融を行うものを含む。必要があれば五桁の数字符号を用い、講会、共済組合に区分する。

○頼母子講（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；講会（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；会（有志が集つて相互扶助的に庶民金融を行うもの）；保全会

524

休業中又は清算中の中小商工業に対する金融業及び庶民金融業

5241 休業中又は清算中の中小商工業に対する金融業及び庶民金融業

休業中又は清算中の中小商工金融業及び一般庶民の金融機関をいう。

○質屋（休業中又は清算中のもの）；講（休業中又は清算中のもの）

中分類53—補助的金融業及び金融附帯業

総 説

本中分類は所謂金融業務を営むものではないが、これと密接に関連する補助的、附随業務を営む機関を含む。

小分類 細分類
番 号 番 号

531 補助的金融業及び金融附帯業

5311 短資業（証券業を除く）

金融機関相互間に介在し、自己の危険において又は仲介的に、短期大口の資金需要を媒介する機能を営むことを主な業務とするものをいう。

○短資会社；ビルブローカー（主として短期大口の資金需要を媒介するもの）

5312 両替業

停車場、競馬場等において、一定の手数料をとつて顧客の便益のために、高額面通貨と小額面通貨とを両替する機能を営むものをいう。

○両替屋；外国貨幣両替業

5313 手形交換所

全国主要都市に存在し、加盟金融機関相互間の小切手、手形の交換決済の機能を営む非営利的機関をいう。

5314 証券金融会社

証券業者及び一般顧客に対して金融並びに貸株を行うことを業とするものをいう。

5319 他に分類されない補助的金融業及び金融附帯業

他に分類されない補助的金融業及び金融附帯業をいう。

銀行協会、相互銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会、組合金融協会、漁村金融協会は、大分類 K サービス業〔9312〕に、信用保証協会は中分類 55 に分類される。

中分類54—証券業及び商品取引業

総 説

この中分類は、証券業、商品取引業、証券取引所、商品取引所、相場案内業及びその他これらと類似した業務を営むものをいう。

小分類 細分類
番 号 番 号

541 証券業

5411 証券取引所会員の証券業

証券取引法により政府に登録した証券業者で証券取引所の会員であるものをいう。本分類には証券取引所会員である才取会員（仲立会員）を含み、必要があれば五桁の数字符号を用いて本店、支店、その他の営業所の三つに区分する。その他の営業所には出張所、投資相談所及び代理店等が含まれる。

○証券業（証券取引所会員のもの）；才取業（仲立業）（証券取引所会員のもの）

5412 証券取引所会員でない証券業

証券取引法により政府に登録した証券業者で証券取引所の会員でない証券業者をいう。必要があれば五桁の数字符号を用いて、本店支店その他の営業所の三つに区分する。その他の営業所には出張所、投資相談所及び代理店等が含まれる。

○証券業（証券取引所会員でないもの）

5419 他に分類されない証券業

他に分類されない証券業をいう。証券取引法により政府に登録しない証券業又は類似業をいう。

542 商品取引業

5421 商品取引所会員の商品取引業

商品取引所法により主務省に登録した商品取引所の会員が商品取引所において行う商品取引業をいう。

543 取引所

証券若しくは商品の売買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とするものをいう。

5431 証券取引所

中分類54—証券業及び商品取引業

証券取引法により登録した証券取引所をいう。

5432 商品取引所

商品取引所法により主務省に登録した商品取引所をいう。

5433 証券取引清算所

証券取引の会員間の取引を決済するために、主として証券の受渡し又は清算を行う機関をいう。

5434 商品取引清算所

商品取引所の会員又は商品仲買人間の取引を決済するために、主として商品の受渡し、又は、清算を行う事業所をいう。

5439 他に分類されない取引所及び取引清算所

他に分類されない取引所及び取引清算所をいう。

544

相場案内業

5441 相場案内業

電信、相場表示機又は印刷物によつて取引所における証券、又は商品の取引量及び価格に関する情報を提供することを業務とするものをいう。この細分類には、取引所において取引された証券、及び商品の付け値を時々刻々に通報するサービス業を含む。

中分類 55—保 險 業

総 説

この中分類には、あらゆる形態の生命、火災、海上その他の保険業を営むものを含む。

小分類 細分類
番 号 番 号

551

生命保険業

5511 生命保険株式会社

保険業法による株式組織の生命保険会社をいう。

5512 生命保険相互会社

保険契約者が最後の支配権を持つ保険業法による生命保険相互会社をいう。

5513 生命保険組合

組合員に対して保険契約を行う組合をいう。

5514 生命保険再保険会社

保険会社で主として他の保険会社の引受けた生命保険を再保険する業務を営むものをいう。

5515 郵政省地方簡易保険局

簡易生命保険及び郵便年金事業の業務を取扱う国の機関をいう。

○郵政省地方簡易保険局

5519 他に分類されない生命保険業

他に分類されない生命保険業をいう。外国生命保険会社支店を含む。

○外国生命保険会社支店

552

火災海上保険業

5521 火災海上保険株式会社

保険業法により火災海上保険を主として行う株式組織の火災海上保険会社をいう。株主は利益配当を受ける。

5522 火災海上保険相互会社

保険契約者が最後の支配権を持つ保険業法により火災海上保険を主として行う火災海上保険会社をいう。

5523 火災海上保険組合

組合員に対して保険契約を行う組合をいう。

○船主責任相互保険組合；木船相互保険組合

中分類55—保 險 業

5524 火災海上保険再保険会社

保険会社で、主として他の保険会社の引受けた火災海上保険を再保険する業務を営むものをいう。

5529 他に分類されない火災海上保険業

他に分類されない火災海上保険業をいう。外国火災海上保険会社支店を含む。

○外国火災海上保険会社支店

553

金融保険業

5531 預金保険会社

金融機関の預金の保険又は保証を行う会社をいう。

5532 信用保証協会

金融債務の保証を行う協会をいう。

559

他に分類されない保険業

5599 他に分類されない保険業

傷害、盗難、運送保険等を主とする事業所をいう。

○盗難保険業；運送保険業；傷害保険業；農業共済組合；農業保険共済組合

中分類 56—保険媒介代理業及び保険サービス業

総 説

この中分類は、保険代理業並びに保険会社及び保険契約者に対する保険サービス業を営むものをいう。

小分類 細分類
番 号 番 号

561 保険媒介代理業

5611 生命保険媒介業

保険業者のために生命保険契約の募集又は保険料を集金することに従事するものをいう。

5612 火災海上保険代理業

保険業者、又は保険契約者のために、火災海上保険契約の締結、保険料の収納に従事する代理店をいう。

5619 他に分類されない保険媒介代理業

他に分類されない保険媒介代理業をいう。

562 保険サービス業

5621 保険料率算出団体

各種保険の危険を調査し、保険料率の算出に従事する団体をいう。

5622 損害査定業

保険業者から独立した経営による損害査定業をいう。

5629 他に分類されない保険サービス業

他に分類されない保険サービス業をいう。但し「保険協会」は大分類 K サービス業に分類される。